

## 新潟県選挙管理委員会規程第15号

政党助成法による報告書等の閲覧規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

政党助成法による報告書等の閲覧規程の一部を改正する規程

政党助成法による報告書等の閲覧規程（平成20年新潟県選挙管理委員会規程第17号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<u>政党助成法による報告書等の閲覧及び写しの交付規程</u>	<u>政党助成法による報告書等の閲覧規程</u>
<b>第4条</b> (略)  <u>(写しの交付請求)</u>	<b>第4条</b> (略)
<b>第5条</b> 法第32条第5項の規定により、県委員会の受理した報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「交付請求書」という。）を県委員会に提出しなければならない。ただし、県委員会が交付請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。 (1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名 (2) 写しの交付の請求に係る政党の支部の名称並びに報告書等に係る収入及び支出がされた年 (3) 求める写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る報告書等の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法） (4) 写しの送付の方法による報告書等の写しの交付を求める場合にあっては、その旨	
2 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	
<u>(写しの交付に要する日数)</u>	
<b>第6条</b> 県委員会は、前条第1項の請求を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に、当該請求に係る報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	
2 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処	

理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前条第1項の請求に係る報告書等が著しく大量であるため、当該請求があった日から60日以内にそのすべてについて第1項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第1項の規定による交付をし、残りの報告書等については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの報告書等について第1項の規定による交付をする期限

(写しの交付方法)

第7条 法第32条第5項の規定による報告書等に係る写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号に掲げる方法の実施は、報告書等を電磁的記録として保有している場合に限る。

- (1) 複写機によりA4判用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付
- (2) 電磁的記録をシー・ディー・アールに複写したもの

(手数料等の納付)

第8条 前条の規定による交付に要する手数料は、納入通知書による納入又は現金ないしは郵便為替により徴収するものとする。ただし、写しの送付に要する費用は、この限りではない。

**附 則**

この規程は、令和8年1月1日から施行する。